

# 浴槽水のレジオネラ属菌検査について

## 高齢者利用施設は特に要注意！

社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止については、  
度々厚生労働省から防止対策の徹底が呼び掛けられています

レジオネラ属菌検査の頻度（下記の参考文献による）			
浴 槽 水	循環式以外	年1回以上	
	循環式	ろ過器を使用していない浴槽水及び 毎日完全に換水している浴槽水	年1回以上
		連日使用している浴槽水	年2回以上
		連日使用している浴槽水で その消毒が塩素消毒でない場合	年4回以上
		浴槽オーバーフロー回収槽	3ヶ月毎に不検出を確認 することが望ましい。
≪その他≫ シャワー 定期的に不検出を確認することが推奨されます。			

**※レジオネラ属菌の水質基準：検出されないこと（10CFU/100mL 未満）**

### <関係通知等>

- ◇ 社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について  
(H15.7.25 社援基発第0725001号/厚生労働省)
- ◇ 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」について  
(H15.7.25 健感発第0725001号/厚生労働省)
- ◇ 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正に伴う  
社会福祉施設等への周知について(情報提供) (R1.12.18 事務連絡/厚生労働省)



### <参考文献>

- ◆ レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針  
(H15.7.25 厚生労働省告示第264号 H30.8.3改正)
- ◆ 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル (H13.9.11 健衛発第95号、R1.12.17改正)  
上記の指針、マニュアルには管理や構造に関する注意点等も記載されています。ぜひご参照ください。



一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664

FAX : 025-543-7882

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp

URL : <https://www.jo-kan.or.jp>

お問合せ窓口：業務課 又は 検査三課